

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊久留米駐屯地

第 361 会計隊久留米派遣隊長 浦上 晃一郎

(公 印 省 略)

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

天ぷら粉 ほか 58 件

(2) 納 期

令和4年10月31日～令和4年11月29日

(2) 納 地

陸上自衛隊久留米駐屯地

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)に登録された業者で「物品の販売」格付「D」以上の資格を有する者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 久留米駐屯地会計隊契約班に「資格審査結果通知書の写」を入札前までに提出すること。
- (8) 見本提出を条件としている入札に関してはその合格者

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊西部方面隊HP (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

陸上自衛隊久留米駐屯地会計隊 契約班

(必ず入札等参加者心得を確認すること)

4 競争執行の場所及び日時

(1) 入 札 会 場 : 久留米駐屯地会計隊入札室

(2) 入 札 日 時 : 令和4年10月13日(木) 13時30分

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金 : 免 除

但し、落札者が契約を結ばない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 : 免 除

但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合、解除を申し出た日以降「(予定数量－納入済数量)×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定の方法 : 単価(税抜)による。

単価が予定価格制限内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき入札者が2人以上ある場合は抽選により決定する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の**10%(軽減税率対象品目については8%)**に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず、見積もった金額の**110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)**に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

- (1) 入札条件に違反して入札した場合
- (2) 入札金額が不明瞭な場合
- (3) 入札者氏名及び押印が識別しがたい場合
- (4) 競争入札に参加資格のない者が行った入札
- (5) 見本品が不合格又は同等品承認を受けていない者が行った入札

9 契約書の作成

作成する。

10 その他

- (1) 規格表が必要な者は事前に久留米駐屯地業務隊糧食班で受け取ること。
- (2) 代表者でない者が入札に参加される場合は、事前に委任状を提出すること。
- (3) 同等品申請される者は久留米駐屯地会計隊に令和4年10月5日(水)12時までに同等品判定依頼書及びその物品を提出すること。
- (4) 精米の入札参加を希望する場合は、陸上自衛隊久留米駐屯地会計隊契約班へ来隊され必ず仕様書を受領すること。
なお、仕様書については入札時に回収する。(複写不可)
- (5) 入札時の携行品:代表者印鑑又は委任を受けた者の印鑑
- (6) 見本品提出の時期と場所
ア 時期:令和4年10月5日(水)12時まで イ 場所:久留米駐屯地糧食班事務所
- (7) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で令和4年10月12日(水)17時までに必着するように送付するとともに電話連絡をすること。
- (8) 入札金額が同額になる場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。
- (9) 再度入札となった場合は別途連絡する。
- (10) 公告掲示場所:西部方面隊HP、久留米駐屯地、小郡駐屯地、前川原駐屯地、目達原駐屯地、久留米市商工会議所
- (11) 入札書は、随時久留米駐屯地会計隊契約班にて配布する。
- (12) 問 い 合 わ せ 先

久留米駐屯地業務隊糧食班 電話番号 0942-43-5391 内線 733 FAX732 担当 橋本・一木

久留米駐屯地会計隊契約班 電話番号 0942-43-5391 内線 347 FAX350 担当 玉城